

調査票を点検する中で、間違いやすい項目をまとめました。

【1群】

麻痺・拘縮	<ul style="list-style-type: none"> 必ず、テキストに示される確認動作ができるか否かで判断。「両下肢の筋力低下あり」「正座ができない」という特記では不十分 膝関節について、屈曲90度を0、伸展・屈曲0度(完全伸展位。下腿が水平。)を1として、分数で表記する (例)屈曲30度の所(完全伸展に30度足りない所)まで挙上可能:2/3挙上可能 屈曲60度の所(完全伸展に60度足りない所)まで挙上可能:1/3挙上可能 膝関節の角度について、伸展位が0度となるので、角度表記の際は要注意 欠損がある場合は、麻痺・拘縮ともに「その他」あり 欠損により、該当部位の確認動作ができない場合、該当部位についても麻痺・拘縮「あり」(ex 右大腿から欠損の場合は、「右下肢」・「その他」麻痺あり、「膝関節」・「その他」拘縮ありにチェックが必要)
寝返り	<ul style="list-style-type: none"> いったん起き上がってから向きを変える場合は寝返りとみなさず「できない」
起き上がり	<ul style="list-style-type: none"> 常時ベッドがギャッジアップの状態にあつて、そこから柵につかまって起き上がっている場合は「何かにつかまればできる」 起き上がりのたびにベッドを少しギャッジアップして、そこから柵につかまって起き上がっている場合は「できない」
座位保持	<ul style="list-style-type: none"> ベッド上での座位の場合、ギャッジの角度は問わない
立位保持 立ち上がり 片足立位	<ul style="list-style-type: none"> 介助者の支えがないと立位保持・立ち上がり・片足立位できない場合は「できない」(歩行の場合は介助者の支えにより行う場合は「何かにつかまればできる」となるので注意)
立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> 床からではなく、椅子や洋式トイレ等からの立ち上がりで評価

【2群】

えん下	<ul style="list-style-type: none"> ムセることによる見守りは「食事摂取」ではなく「えん下」で評価。姫路市の場合、実際の見守りがなくても毎日ムセる状況があれば「見守り等」を選択
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 日中はトイレで自立されており、夜間のみポータブル使用で、ポータブルの後始末介助を受けている場合、日頃の頻回な状況で判断するので、「介助されていない」 終日ポータブルを利用しており、ポータブルの後始末に介助を受けている場合は、排泄直後か否かを問わず、「一部介助」
整髪	<ul style="list-style-type: none"> 短髪のため該当行為が発生していない場合は、入浴後頭部を拭く際の介助状況等、代替行為で評価
口腔清潔 洗顔 整髪 更衣	<ul style="list-style-type: none"> 促しの声かけのみであれば「介助されていない」 動作に対して一つ一つ指示・声かけされている場合は「一部介助」 「更衣」については、着る行為だけでなく脱ぐ行為についても評価する
外出頻度	<ul style="list-style-type: none"> 状態変化があった場合は状態変化後(入院後・入所後)で評価

【3群】

日課の理解	<ul style="list-style-type: none"> 入浴日やデイの利用日の理解状況で判断するのではなく、一日の生活の流れ(起床・就寝・食事時間等)を大まかに理解しているかどうかで判断
名前をいう	<ul style="list-style-type: none"> 質問に回答できなくても、名前を呼ぶとうなずく等の反応があり、名前の理解があるようであれば「できる」
徘徊・外出 すると戻れない	<ul style="list-style-type: none"> 各該当項目について、必ず頻度を記載 該当行為が週1回以上あるようであれば、「ある」、月1回以上あるようであれば「ときどきある」

外出すると戻れない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出時だけでなく、自宅内・施設内において、トイレ等に行くと自室が分からず戻れない状況が発生していれば該当
-----------	--

【4群】

(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各該当項目について、必ず頻度を記載 ・ 該当行為が週1回以上あるようであれば、「ある」、月1回以上あるようであれば「ときどきある」 ・ 社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動かどうかで判断。本人の性格的なものや生活習慣によるものは該当とならない
感情不安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場面にそぐわず不適切な感情の不安定な状況かどうか。通常感情の不安定な状況であれば該当とならない
介護への抵抗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単に助言に従わないだけの場合は該当とならない。介護の場面での抵抗(食事摂取の際に介助者の手を払う、オムツ交換させず足を閉じてしまう等)があるかどうかで判断
落ち着きなし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅願望等を伴う落ち着きのない場合のみ該当。単にそわそわしているだけでは該当とならない。目的なく落ち着きのない状態は3-8の徘徊で評価
外に出たがる	<ul style="list-style-type: none"> ・ もともと歩けない人は該当とならない
ひどい物忘れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひどい物忘れに起因する問題行動があり、それに対応する必要があるかどうかで判断。ひどい物忘れがあっても行動が起きていなかったり、対応する必要のない物忘れは該当とならない

【5群】

服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、内服がない場合、あるとすればどのような介助が必要かで判断
買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嗜好品の買い物は評価対象外。日常生活に必要な食料品や日用品の買物の状況で判断
簡単な調理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単な調理(「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めん調理」)についての介助の状況で判断 ・ 本人に簡単な調理を行う能力があっても、家族が行う方が頻回であれば頻度より「全介助」 ・ 経管栄養の場合、流動食の温めが行われているかどうかで判断。そのまま注入しているようであれば処置を介護者が行っても「介助されていない」

【6群】

(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期の治療目的のものは該当とならない ・ 14日以内毎に実施される医療行為が、過去14日以内に実施されているかどうかで判断 ・ 過去14日以内に実施があっても調査時点で処置完了しているものは該当とならない ・ 本人・家族が行うものは該当とならない
------	---

【共通】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 勘案する場合、不適切にある状況と、どのような介助が必要と判断して選択肢を選択したか特記事項に記載。「一部介助と勘案」だけの特記では不十分 ・ 特記事項中には固有名詞は記載しない ・ 具体的なサービス希望は特記事項には記載せず調査票表面Ⅳ欄に記載 ・ ガン等の疾病について、本人・家族に未告知の場合は特記事項に記載せず調査票表面Ⅳ欄に記載 ・ 家庭の事情(虐待等)は特記事項に記載せず調査票表面Ⅳ欄に記載 ・ 複数名の調査票の記入をする際に、特記事項が入れ替わらないように、右上の被保険者番号に注意
